

奈良県健康長寿共同事業実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、奈良県健康長寿共同事業実行委員会という。

(目的)

第2条 本会は、高齢者の健康の維持・増進に向けた取組を推進するとともに、医療費の効率化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高齢者の状況に応じた効果的な健康維持・増進の取組方策の研究、分析、企画等に関する事業
- (2) 高齢者に対する健康維持・増進の取組の普及・啓発に関する事業
- (3) その他本会の目的達成のために必要な事業

(組織)

第4条 本会は、会長、副会長、委員、監事をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 委員 4名
- (4) 監事 1名

2 会長は、奈良県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の広域連合長をもって充てる。

3 副会長は、奈良県健康福祉部長及び広域連合の理事をもって充てる。

4 委員は、会長が委嘱する。

5 監事は、広域連合の会計管理者をもって充てる。

(役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員は、事業実施に必要な事項を審議する。

4 監事は、財務を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第8条 会議は、会長、副会長及び委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議は、構成員の過半数の出席をもって、成立する。
- 3 会議は、会長自らが議長となる場合を除き、あらかじめ会長が指名する者が議長となり、次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 本会の事業実施に関すること。
 - (2) 本会の予算及び決算に関すること。
 - (3) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (4) その他本会の運営に関する重要な事項
- 4 会議の議題により必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第9条 本会の事務を処理するため、広域連合内に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、広域連合の事務局長をもって充てる。
- 4 その他事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

(財務)

第10条 本会の経費は、負担金、寄付金、事業に伴う収入及びその他の収入をもって充てる。

- 2 本会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成23年4月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月2日から施行する。

奈良県健康長寿共同事業実行委員会 役員名簿

平成25年4月1日現在

職	氏 名	備 考
会 長	上 田 清	後期高齢者医療広域連合長
副 会 長	江 南 政 治	県健康福祉部長
	中 村 聡	後期高齢者医療広域連合 理事
委 員	河 合 圭 藏	県保険指導課長
	丸 橋 成 行	後期高齢者医療広域連合 事務局長
	水 本 英 男	宇陀市保険年金課長
	上 田 武 司	平群町健康保険課長
監 事	水 原 照 美	後期高齢者医療広域連合 会計管理者